

朝高魂尊五世孫建彌巴々命改爲直とある文によりたるなれば據なきにあらねど古事記に天菩比命之子建比良鳥命云々津島縣直云云等之祖也とあるに合されば此に祭るべきにあらずとも云べけれ此神社は縣直氏の祭れる神ならんも知るべからず國造本記の説にも由あれば今は相殿として記せり

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡无位高御魂神奉_レ授_ニ從五位下_一清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申奉_レ授_ニ對馬島從五位下高御魂神從五位上_一十二年三月五日丁巳授_ニ對馬島從五位上高御魂神正五位下_一

祭日 一月三日

社格 村社

所在 豆殿下村_{字東} (下縣郡豆殿村)

銀山上神社

祭神 金山彦命

祭日 四月十五日

社格 村社

所在 久根田舍村_{字御} (下縣郡久根田舍村)

雷命神社

祭神 雷大臣命

今按神名帳考證に豆殿雷大明神云々今豆殿村にて龜卜を

する岩佐氏正月に豆殿村の西なる社に詣て此神を祭りトをするなり龜卜は雷命より傳れり雷命はト庭神にて神功皇后に隨ひ三韓に渡り當國に住玉ふ阿連村其住處也云傳へたり阿連村に雷神あり占甲も今此村より出す也阿連村は居處なるが故に祭りたるが豆殿社は其神ならんと云る此に由縁あり此傳説の如く必ず雷大臣命を祭れるものとみえたり此命は卑尊分脈に天兒屋根命十世の孫臣狭山命の子跨耳命とある即雷大臣命にて其餘下に足中彦天皇之朝廷習_ニ大光之道_一達龜卜之術_一賜_ニ姓_一ト部_一令_レ供_ニ奉_一其事_一とみえ續日本紀に天應元年秋七月壬戌朔癸酉右京人正六位上柴原勝子公言子公等之先祖伊賀都臣是中臣遠祖天御中主命二十世之孫意美佐夜麻之子也伊賀都臣神功皇后御世使_ニ於百濟_一便娶_ニ彼土女_一生_ニ男_一名_ニ日本大臣_一大臣遠尊_ニ本系_一歸_ニ於聖朝_一云々とあるにも符合へるを以て社説に従へり

神位 仁明天皇承和十年九月甲辰對馬島无位雷命神奉_レ授_ニ從五位下_一

祭日 六月八日

社格 村社

所在 阿連村_{字堂} (下縣郡阿連村)

和多都美神社

祭神 底綿津見神

名神 明知縣八幡宮神大 (社に改稱あり)

又神功皇后三韓に向ひ玉ふき諸神を拜し玉ひし神社也とみえ式内社記に祭神天津神國津神とあれ信がたし式に神名を擧て多久頭魂神とあるを神名と云事を知らずかかる説を云出たるものなるべし此神は新撰姓氏錄瓜工連の條に神魂命子多久都玉命とある同神なる事著し

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位多久都神奉_レ授_ニ從五位下_一清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳詔授_ニ對馬島正五位上多久都神從四位下_一

祭日 十月十八日

社格 郷社

所在 豆殿上村_{字龍} (下縣郡豆殿村)

太祝詞神社

祭神 太祝詞命

雷大臣命

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位太祝詞神奉_レ授_ニ從五位下_一清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳詔授_ニ對馬島從五位上太祝詞神正五位下_一

祭日 九月八日

社格 村社

所在 加志村_{字氏} (下縣郡加志村大字京原)

阿麻氏留神社

祭神 多頭神

多頭神 多頭神

今按本社由緒に神武天皇御宇天神地祇を祭り玉ふ處なり

對馬島 下縣郡

中綿津見神

上綿津見神

豐玉姬

玉依姬

今按長崎縣式内社記に本社祭神はもと豐玉姬玉依姬二座なれど社説によれば必ず和多都美神なるべし仍て加祭すとあるが如く其主神は綿津見神なるを配享の神の御名のみ傳はりしものなるべし故今之に従ふ

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位和多都美神奉_レ授_ニ從五位下_一清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳詔授_ニ對馬島從五位上和多都美神正五位下_一

祭日 九月十三日

社格 郷社

所在 今屋敷町_{字清} (下縣郡中村町)

(清水山同社は明治初年に和多津美社と唱へしものにて古來證さすべし 昔八幡宮にて全く和多津見に非ず八幡宮なるに付八幡宮の舊稱に復し度旨願出廿年十月長崎縣より照會有之に付此條は訂正すべし和多津見神社所在は追て取調ふべし)

多久頭神社

祭神 多久都玉命

今按本社由緒に神武天皇御宇天神地祇を祭り玉ふ處なり

對馬島 下縣郡